

# 府中市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

平成24年3月30日

規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成24年3月府中市条例第7号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(事務所の設置期間)

第3条 条例第3条第2号及び第3号に規定する規則で定める期間は、7年間とする。

(申請前の協議書)

第4条 条例第4条第2項に規定する規則で定める協議書は、墓地等の計画に係る協議書(第1号様式)とする。

2 墓地等の計画に係る協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)の建設予定地の敷地境界線から水平距離がおおむね300メートル以内の範囲の道路、河川及び住宅、学校、保育所、病院、事務所、店舗等(以下「住宅等」という。)の位置並びにこれらから墓地等までの距離を示した見取図
- (2) 墓地にあっては、墳墓、管理事務所、ごみ集積設備、給水設備、便所、駐車場、緑地等の施設の設計図及び当該施設の建設に係る計画書
- (3) 納骨堂又は火葬場にあっては、施設の設計図及び当該施設の建設に係る計画書
- (4) 墓地等の設置等に係る詳細な理由書
- (5) 墓地等の建設予定地の登記事項証明書及び建設予定地の敷地境界線から水平距離がおおむね100メートル(墓地等の計画が火葬場に係るものの場合にあっては、おおむね250メートル)以内の範囲の土地に係る不動産登記

法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図の写し

- (6) 墓地等の設置等に係る資金計画書
- (7) 条例第11条第1項の規定による申請又は同条第2項の規定による申請（墓地の区域又は墳墓を設ける区域の拡張に係る申請に限る。）をしようとする者（以下「申請予定者」という。）が条例第3条第2号に規定する宗教法人（以下「宗教法人」という。）である場合には、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第12条第1項に規定する規則、宗教法人の登記事項証明書、墓地等の設置等に係る意思決定を示す書類及び財産目録、収支計算書その他の財務状況を確認できる書類
- (8) 申請予定者が宗教法人で納骨堂を設置しようとする場合には、建設予定地が礼拝の施設又は火葬場の敷地内にあることを示すこれらの建築物の登記事項証明書
- (9) 申請予定者が条例第3条第3号に規定する公益法人（以下「公益法人」という。）である場合には、定款、公益法人の登記事項証明書、墓地等の設置等に係る意思決定を示す書類及び財産目録、収支計算書その他の財務状況を確認できる書類
- (10) 墓地等の管理運営計画書
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（標識）

第5条 条例第5条第1項の規定による標識の設置は、墓地・納骨堂・火葬場の計画のお知らせ（新設・変更）（第2号様式）により行うものとする。

2 標識は、建設予定地の道路に接する部分に、地面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルとなるように設置し、標識の大きさは、縦0.9メートル以上、横0.9メートル以上とする。

3 申請予定者は、風雨等により容易に破損し、又は倒壊しない方法で標識を設置するとともに、記載事項が次項に規定する期間中不鮮明にならないように標識を維持管理しなければならない。

4 標識の設置期間は、申請予定者が条例第11条第1項又は第2項の規定による申請を行おうとする日（以下「申請予定日」という。）の少なくとも90日前

の日から条例第13条第1項又は第2項の規定による許可の日までとする。

5 条例第5条第2項の規定による標識を設置した旨の届出は、標識設置届出書（第3号様式）により行うものとする。

6 標識設置届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 標識の設置位置図
- (2) 標識の設置状況を撮影した写真  
（説明会の開催の時期等）

第6条 申請予定者は、第4条第2項第5号に規定する範囲の土地又は建築物の所有者及び使用者並びにこれらの者を構成員に含む地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する団体（以下これらを「近隣住民等」という。）に対する説明会（以下「説明会」という。）を申請予定日の60日前までに開催しなければならない。

2 申請予定者は、説明会において次に掲げる事項の説明を行わなければならない。

- (1) 申請予定者の名称、事務所の所在地及び代表者の氏名
- (2) 墓地等の名称
- (3) 建設予定地の所在地及び面積
- (4) 墓地にあっては、墳墓を設ける区域（墳墓を設ける区域を拡張しようとする場合にあっては、拡張しようとする墳墓を設ける区域）の面積及び墳墓の区画数
- (5) 納骨堂又は火葬場にあっては、施設の建築面積及び延べ面積
- (6) 墓地等の構造設備の概要
- (7) 墓地等の工事の着手予定日及び完了予定日
- (8) 墓地等の工事の方法
- (9) 墓地等の管理運営の方法
- (10) 条例第7条第1項の規定による近隣住民等の意見の申出の方法

3 条例第6条第2項の規定による報告は、説明会報告書（第4号様式）により行うものとする。

4 説明会報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 説明会において使用した資料
- (2) 近隣住民等の名簿
- (3) 説明会に出席した近隣住民等の名簿  
(意見の申出)

第7条 条例第7条第1項の規定による申出は、意見申出書(第5号様式)により、申請予定日の30日前までに行うものとする。

(近隣住民等との協議結果報告書)

第8条 条例第7条第3項の規定による報告は、近隣住民等との協議結果報告書(第6号様式)により行うものとする。

2 近隣住民等との協議結果報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 協議において使用した資料
- (2) 協議を行った近隣住民等の名簿
- (3) 協定等を締結した場合は、協定書等の写し  
(経営の許可に係る申請書)

第9条 条例第11条第1項の規定による墓地等の経営の許可の申請は、墓地等経営許可申請書(第7号様式)により行うものとする。

2 墓地等経営許可申請書には、第4条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(変更の許可に係る申請書)

第10条 条例第11条第2項の規定による墓地の区域、墳墓を設ける区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可の申請は、墓地等変更許可申請書(第8号様式)により行うものとする。

2 墓地等変更許可申請書には、第4条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(廃止の許可に係る申請書)

第11条 条例第11条第2項の規定による墓地等の廃止の許可の申請は、墓地等廃止許可申請書(第9号様式)により行うものとする。

2 墓地等廃止許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 墓地又は納骨堂にあっては、改葬に関する計画書
- (2) 墓地等の廃止に係る詳細な理由書
- (3) 申請者が宗教法人である場合には、宗教法人法第12条第1項に規定する規則、宗教法人の登記事項証明書、墓地等の廃止に係る意思決定を示す書類及び財産目録、収支計算書その他の財務状況を確認できる書類
- (4) 申請者が公益法人である場合には、定款、公益法人の登記事項証明書、墓地等の廃止に係る意思決定を示す書類及び財産目録、収支計算書その他の財務状況を確認できる書類

(工事完了の届出書)

第12条 条例第12条の規定による届出は、工事完了届出書(第10号様式)により行うものとする。

(許可書の交付)

第13条 市長は、条例第13条第1項の規定により墓地等の経営の許可をしたときは、墓地等経営許可書(第11号様式)を申請者に交付する。

2 市長は、条例第13条第1項の規定により墓地の区域、墳墓を設ける区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可をしたときは、墓地等変更許可書(第12号様式)を申請者に交付する。

3 市長は、条例第13条第2項の規定により墓地等の廃止の許可をしたときは、墓地等廃止許可書(第13号様式)を申請者に交付する。

(みなし許可に係る届出書)

第14条 条例第14条の規定による届出は、みなし許可に係る届出書(第14号様式)により行うものとする。

2 みなし許可に係る届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業の認可又は承認があったことを証する書類
- (2) 事業計画書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、墓地又は火葬場の管理運営状況を把握するため、市長が必要と認める書類(墓地又は火葬場を廃止する場合を除く。)

(墓地の通路の幅員)

第15条 条例第16条第2号に規定する規則で定める幅員の通路は、幅員1メ

メートル以上の通路とする。

(墓地の駐車場の基準)

第16条 条例第16条第4号に規定する規則で定める基準は、駐車台数が墳墓区画数の5パーセント以上の数であることとする。

(墓地の緑地の基準)

第17条 条例第16条第5号に規定する規則で定める基準は、墓地の敷地の面積に占める緑地の割合が20パーセント以上であることとする。

(墓地の緩衝帯の基準)

第18条 条例第16条第6号に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 面積が2,000平方メートル以上の墓地 3メートル以上の緑地帯
- (2) 面積が2,000平方メートル未満の墓地 2メートル以上の緑地帯

(墓地に接続する道路の幅員)

第19条 条例第16条第7号に規定する規則で定める幅員の道路は、幅員6.5メートル以上の道路とする。

(火葬場の駐車場の基準)

第20条 条例第20条第9号に規定する規則で定める基準は、駐車台数が火葬炉の数に10を乗じて得た数であることとする。

(焼骨以外の埋蔵等の許可に係る申請等)

第21条 条例第21条ただし書の規定により、焼骨以外の埋蔵又は埋葬の許可を受けようとする墓地の経営者は、焼骨以外の埋蔵又は埋葬許可申請書(第15号様式)を市長に提出しなければならない。

2 焼骨以外の埋蔵又は埋葬許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 墓地の敷地境界線から水平距離がおおむね200メートル以内の範囲の道路、河川及び住宅等の位置を示した見取図
- (2) 焼骨以外の埋蔵又は埋葬を行う墳墓の位置図

3 市長は、第1項の規定による申請について、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、焼骨以外の埋蔵又は埋葬許可書(第16号

様式)を申請者に交付する。

(変更の届出を要する事項等)

第22条 条例第24条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 墓地等の経営者の事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
- (2) 墓地等の名称
- (3) 墓地にあっては、墳墓の区画数
- (4) 墓地等の構造設備
- (5) 墓地等の管理者の住所及び氏名

2 条例第24条の規定による届出は、申請事項変更届出書(第17号様式)により行うものとする。

(立入調査員証)

第23条 条例第25条第2項に規定する証明書は、墓地等立入調査員証(第18号様式)とする。

(雑則)

第24条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条）

墓地等の計画に係る協議書

年 月 日

府中市長

所在地

名称

印

代表者の氏名

電話番号

墓地等の経営

墓地の区域の拡張 及び 墳墓を設ける区域の変更  
に係る計画について、府中市墓地等の経営の許

可等に関する条例第4条第2項の規定により、次のとおり協議書を提出します。

- 1 墓地等の名称
- 2 建設予定地の所在地、地目及び面積
- 3 墓地にあっては、墳墓を設ける区域（墳墓を設ける区域を拡張しようとする場合にあっては、拡張しようとする墳墓を設ける区域）の面積及び墳墓の区画数
- 4 納骨堂又は火葬場にあっては、施設の建築面積及び延べ面積
- 5 墓地等の構造設備の概要（墓地の区域又は墳墓を設ける区域を拡張しようとする場合にあっては、変更する構造設備の概要）
- 6 標識設置予定日
- 7 近隣住民等への説明会開催予定日
- 8 許可申請予定日
- 9 工事着手予定日
- 10 工事完了予定日



第2号様式（第5条）

墓地・納骨堂・火葬場の計画のお知らせ（新設・変更）	
名称	
所在地	
敷地面積	
施設の建築面積	
施設の延べ面積	
階数	
墳墓の区画数	
経営者	所在地
	名称
	代表者氏名
標識設置日	
許可申請予定日	
工事着手予定日	
工事完了予定日	
<p>この標識は、府中市墓地等の経営の許可等に関する条例に基づき設置したものです。この計画についてのお問合せ先は、次のとおりです。</p> <p>所在地</p> <p>名称</p> <p>担当者氏名</p> <p style="text-align: right;">電話</p>	

第3号様式（第5条）

標識設置届出書

年 月 日

府中市長

所在地

名称

印

代表者の氏名

電話番号

墓地等の計画に係る標識を次のとおり設置したので、府中市墓地等の経営の許可等に関する条例第5条第2項の規定により届け出ます。

- 1 墓地等の名称
- 2 建設予定地の所在地
- 3 標識設置日
- 4 標識における問合せ先

第4号様式(第6条)

説明会報告書

年 月 日

府中市長

所在地

名称

印

代表者の氏名

電話番号

墓地等の計画について次のとおり説明会を行ったので、府中市墓地等の経営の許可等に関する条例第6条第2項の規定により報告します。

- 1 墓地等の名称
- 2 建設予定地の所在地
- 3 説明会を開催した日時及び場所
  
- 4 説明者の氏名
- 5 説明の概要
- 6 近隣住民等の意見及びこれに対する回答

第5号様式(第7条)

意見申出書

年 月 日

府中市長

住所

氏名

印

電話番号

墓地等の計画について、府中市墓地等の経営の許可等に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり意見を申し出ます。

- 1 墓地等の名称
- 2 建設予定地の所在地
- 3 申請予定者の名称
- 4 意見

第6号様式(第8条)

近隣住民等との協議結果報告書

年 月 日

府中市長

所在地

名称

印

代表者の氏名

電話番号

墓地等の計画について、次のとおり近隣住民等と協議を行いましたので、府中市墓地等の経営の許可等に関する条例第7条第3項の規定により報告します。

- 1 墓地等の名称
- 2 建設予定地の所在地
- 3 協議を行った日時及び場所
  
- 4 協議を行った担当者の氏名
- 5 協議の内容
- 6 協議の結果

第7号様式(第9条)

墓地等経営許可申請書

年 月 日

府中市長

所在地

名称

印

代表者の氏名

電話番号

墓地

納骨堂 の経営の許可について、府中市墓地等の経営の許可等に関する条例  
火葬場

第11条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 墓地等の名称
- 2 建設予定地の所在地、地目及び面積
- 3 墓地にあつては、墳墓を設ける区域の面積及び墳墓の区画数
- 4 納骨堂又は火葬場にあつては、施設の建築面積及び延べ面積
- 5 墓地等の構造設備の概要
- 6 工事着手予定日
- 7 工事完了予定日
- 8 墓地等の管理者の住所及び氏名

第8号様式(第10条)

墓地等変更許可申請書

年 月 日

府中市長

所在地

名称

印

代表者の氏名

電話番号

墓地の区域

墳墓を設ける区域

納骨堂の施設

火葬場の施設

の変更の許可について、府中市墓地等の経営の許可等に

関する条例第11条第2項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 墓地等の名称
- 2 墓地等の所在地
- 3 変更事項
- 4 工事着手予定日
- 5 工事完了予定日

第9号様式(第11条)

墓地等廃止許可申請書

年 月 日

府中市長

所在地

名称

印

代表者の氏名

電話番号

墓地

納骨堂 の廃止の許可について、府中市墓地等の経営の許可等に関する条例  
火葬場

第11条第2項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 墓地等の名称
- 2 墓地等の所在地及び面積



第10号様式(第12条)

工事完了届出書

年 月 日

府中市長

所在地

名称

印

代表者の氏名

電話番号

年 月 日に経営の許可等の申請をした墓地等の工事が完了しましたので、府中市墓地等の経営の許可等に関する条例第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 墓地等の名称
- 2 墓地等の所在地
- 3 工事完了日

第 号  
年 月 日

様

府中市長



墓地等経営許可書

墓地

月 日付けで申請のありました 納骨堂 の経営について、次のとお  
火葬場

り許可します。

- 1 墓地等の名称
- 2 墓地等の所在地及び面積
- 3 墓地にあつては、墳墓を設ける区域の面積及び墳墓の区画数
- 4 納骨堂又は火葬場にあつては、施設の建築面積及び延べ面積
- 5 条件

教 示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、府中市長に対して異議申立てをすることができます ( なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。 )
- 2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、府中市を被告として ( 訴訟において府中市を代表する者は府中市長となります。 ) 処分の取消しの訴えを提起することができます ( なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 )。ただし、1 の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号  
年 月 日

様

府中市長



墓地等変更許可書

月 日付けで申請のありました  
墓地の区域  
墳墓を設ける区域  
納骨堂の施設  
火葬場の施設  
の変更について

て、次のとおり許可します。

- 1 墓地等の名称
- 2 墓地等の所在地
- 3 変更事項
- 4 条件

教 示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、府中市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、府中市を被告として(訴訟において府中市を代表する者は府中市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号  
年 月 日

様

府中市長



墓地等廃止許可書

墓地

月 日付けで申請のありました 納骨堂 の廃止について、次のとお  
火葬場

り許可します。

- 1 墓地等の名称
- 2 墓地等の所在地及び面積
- 3 条件

教 示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、府中市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、府中市を被告として(訴訟において府中市を代表する者は府中市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第14号様式(第14条)

みなし許可に係る届出書

年 月 日

府中市長

所在地

名称

印

代表者の氏名

電話番号

都市計画法第59条の規定による都市計画事業

土地区画整理法の規定による土地区画整理事業

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の規定による住宅街区整備事業

の 認可  
承認 があつたので、府中市墓地等の経営の許可等に関する条例第14条  
の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 墓地又は火葬場の名称
- 2 墓地又は火葬場の所在地及び面積
- 3 届出の区分 墓地 火葬場 の 新設 変更(拡張・縮小) 廃止
- 4 事業の名称
- 5 事業の認可又は承認の日及び番号
- 6 事業の概要

第15号様式(第21条)

焼骨以外の埋蔵又は埋葬許可申請書

年 月 日

府中市長

所在地

名称

印

代表者の氏名

電話番号

焼骨以外の埋蔵又は埋葬の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 墓地の名称
- 2 墓地の所在地
- 3 死亡者の住所、氏名及び死亡年月日
- 4 墓地使用者の住所、氏名及び死亡者との関係
- 5 焼骨以外の埋蔵又は埋葬を行う理由

第 号  
年 月 日

様

府中市長



焼骨以外の埋蔵又は埋葬許可書

月 日付けで申請のありました焼骨以外の埋蔵又は埋葬について、次のとおり許可します。

- 1 墓地の名称
- 2 墓地の所在地
- 3 死亡者の氏名
- 4 墓地使用者の住所及び氏名

教 示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、府中市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、府中市を被告として(訴訟において府中市を代表する者は府中市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第17号様式(第22条)

申請事項変更届出書

年 月 日

府中市長

所在地

名称

印

代表者の氏名

電話番号

年 月 日付け第 号により許可を受けた墓地等について、次のとおり申請事項を変更したので、府中市墓地等の経営の許可等に関する条例第24条の規定により届け出ます。

- 1 墓地等の名称
- 2 墓地等の所在地
- 3 変更事項



第18号様式(第23条)

<p style="text-align: center;">墓地等立入調査員証</p> <p>第 号</p> <p>氏名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">年 月 日発行</p> <p>府中市長 <span style="float: right;">印</span></p>	<p>写真貼付</p>
<p style="text-align: center;">府中市墓地等の経営の許可等に関する条例(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">(立入調査)</p> <p>第25条 市長は、墓地又は納骨堂の経営者又は管理者の協力を得て、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、墓地又は納骨堂に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入調査をする職員は、規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>	